

川西市水防協議会条例

(昭和61年4月1日 条例第13号)

(設置等)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、川西市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(会長の職務等)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事若干人を置き、会長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第1号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。